

入札公告

三原市が発注する次の工事について、条件付一般競争入札を実施しますので、三原市契約規則（平成17年規則第63号）第9条の規定により公告します。

なお、本件は三原市建設工事条件付一般競争入札実施要綱に基づき執行します。

また、広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して開札までの手続きを行う電子入札案件であり、事務取扱は、三原市電子入札実施要領の適用があります。

令和7年11月18日

三原市長 岡田 吉弘

| | | |
|--------------|---|---------------------------|
| 1 工 事 名 | 皆実雨水排水ポンプ場機械設備工事（7-1） | |
| 2 工 事 場 所 | 三原市皆実五丁目 | |
| 3 建設工事の種類 | 機械器具設置工事 | |
| 4 工 事 概 要 | 機械設備 雨水ポンプ N=1台 雨水ポンプ用原動機 N=1台 雨水ポンプ用減速機 N=1台 天井クレーン N=1台 吐出弁 N=1台 排気消音器 N=1台 地下重油タンク N=1台 複合工 一式 | |
| 5 工 事 期 間 | 契約日の翌日から令和9年3月31日 | |
| 6 予 定 値 | 328,106,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） | |
| 7 入札参加資格要件 | ①対象工事に係る業種について、建設業の許可を受けた営業所等の所在地 広島県内に本店を有する者又は広島県内に支店等を有し、入札・契約等の権限委任登録を行っている者 ②令和7・8年度三原市建設工事入札参加資格者として認定されている業種 機械器具設置工事 ③令和7・8年度三原市建設工事入札参加資格者として認定されている格付 A | |
| ④施工実績 | 必要とします（別紙（1）に記載のとおり） | |
| ⑤建設業の許可別 | 特定建設業の許可を受けている者 | |
| ⑥技術者 | 別紙（1）に記載のとおり | 入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者 |
| ⑦その他 | この工事には、調査基準価格を設定しています（別紙（2）に記載のとおり）。 入札時に工事費内訳書の提出が必要です。 入札の無効については、三原市建設工事条件付一般競争入札公告の基本事項V4のとおりです。 | |
| 8 提 出 書 類 | 条件付一般競争入札参加希望書兼誓約書（様式第2号）、施工実績調書（様式第3号）及び配置予定技術者の資格・施工実績調書（様式第4号）を電子入札システムにより提出してください。 | |
| 9 契 約 保 証 金 | 必要とします。 | |
| 10 開札までの日程 | ①入札参加希望書受付期間 令和7年11月18日（火）から令和7年11月26日（水）までの それぞれ午前9時から午後5時まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く。） | |
| | ②資格確認結果通知 令和7年11月27日（木）以降 | |
| | ③質問書提出期限 令和7年11月26日（水）午後5時（メール送信後0848-67-6093に直ちに電話すること） | |
| | ④質問書提出先 財務部契約課（E-mail keiyaku@city.mihara.hiroshima.jp） | |
| | ⑤質問に対する回答期限及び方法 令和7年12月2日（火）三原市ホームページに掲載 回答準備ができるものから順次回答する。 | |
| | ⑥入札書受付期間 令和7年12月3日（水）及び令和7年12月4日（木） 1日目は午前9時から午後5時、2日目は午前9時から午後4時 | |
| | ⑦開札日時 令和7年12月5日（金）午前10時00分 | |
| | ⑧開札場所 三原市役所本庁舎3階 会議室303 | |
| 11 設 計 図 書 等 | ①閲覧期間 令和7年11月18日（火）から令和7年12月4日（木）まで | |
| | ②閲覧場所 三原市ホームページに掲載 | |
| 12 注 意 事 項 | • 三原市建設工事条件付一般競争入札公告の基本事項及び三原市電子入札実施要領を確認のうえ、三原市が定める入札条件・入札心得に従って下さい。 • 落札者は、対象工事に必要な技術者としての資格を有する者を配置し、現場代理人及び主任技術者届を提出してください。現場代理人及び技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限ります。技術者を配置することができない場合は、落札決定を取消すこととなります。 | |

別紙

皆実雨水排水ポンプ場機械設備工事（7-1）について

（1）「7 入札参加資格要件」について、次のとおり資格要件を求めます。

ア 「④施工実績」について

平成27年4月1日から令和7年11月17日までに、元請又は共同企業体の代表者若しくは構成員として、下水道法における機械器具設置工事において、排水ポンプ口径が600mm以上の設置工事を完成、引渡した実績を有すること。

（入札参加希望時にコリンズの登録証明書や実績を証明できる書類の写しを添付すること）

イ 「⑥技術者」について

対象工事に必要な技術者としての資格を有する者を配置できる者。

平成27年4月1日から令和7年11月17日までに完成、引渡した工事で、監理技術者、主任技術者として、下水道法における機械器具設置工事において、排水ポンプ口径が600mm以上の設置工事を施工した実績を有する者を、監理技術者として専任で配置できる者。

（入札参加希望時にコリンズの登録証明書や実績を証明できる書類の写しを添付すること）

（2）この建設工事に係る入札は、三原市低入札価格調査制度実施要綱（平成17年要綱第186号）に基づいて行います。

ア この建設工事に係る入札には、調査基準価格が設定されています。

調査基準価格は、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（昭和61年6月26日採択、平成31年3月28日最終改正）を準用し、「低入札価格調査制度運用基準（平成23年11月1日制定）」に基づき設定します。

イ 調査基準価格を下回る入札（低価格入札）が行われた場合は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、調査のうえ、後日落札者を決定します。

ウ 低価格入札者のうち最低の価格で入札した者であっても、低入札価格調査制度運用基準（平成23年11月1日制定）5に示す工事費総額失格基準価格を下回る場合や、必要な調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると判断したときは落札者となれません。

エ 低価格入札が行われた場合は、入札者は、この調査に協力をしなければなりません。

オ 低入札価格調査を経て契約する建設工事にあっては、専任の主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の資格を有する技術者を専任で配置すること。

カ 本工事の失格基準価格の算定は、三原市の「低入札価格調査制度運用基準」の別表の「工事の種類」のうち、「下水道工事」の「下水道機械設備」によるものとします。

（3）本案件は、契約にあたって、三原市議会の議決を要しません。